

公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版 修補箇所

項目番号等											修補前	修補後
編	章	節	項	項細	(1)	(ア)	(a)	①	㊦	表		
1	1	4	2							表1.1.1	注 加熱・冷凍能力、冷房・暖房能力は、適用される規格の許容範囲にかかわらず、設計図書に定める値を満足するものとする。	(注記 削除)
1	2	2	1		(4)						内部足場及び外部足場は、表2.2.1により、設置は特記による。 なお、特記がなければ、脚立、可搬式作業台等による。	内部足場及び外部足場は、表1.2.1により、設置は特記による。 なお、特記がなければ、脚立、可搬式作業台等による。
2	4	4	1		(1)	(ア)					コンクリートは次によるほか、・・・及びJIS Q 1011「適合性評価－日本工業規格への適合性の認証－分野別認証指針（レディーミストコンクリート）」に基づき、・・・されたものとする。	コンクリートは次によるほか、・・・及びJIS Q 1011「適合性評価－日本産業規格への適合性の認証－分野別認証指針（レディーミストコンクリート）」に基づき、・・・されたものとする。

※なお、標準仕様書改定版を使用される際は、併せてご使用ください。